

令和7年6月号

# SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>

※ ホームページも情報満載です。  
是非、ご覧下さい！！

税理士法人

## 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472

E-mail : [sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp](mailto:sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp)



← QRで簡単に  
ホームページへ

# 特定親族特別控除について

令和7年度改正で創設された特定親族特別控除の適用により、大学生年代の子等(特定親族)のアルバイト収入が増え扶養控除の対象外となつても、子等の合計所得金額に応じた額の控除を受けることができます。

4月号でも取り上げたのですが、より詳しく説明していきます。

特定親族特別控除とは、特定親族(19歳以上 23歳未満で、合計所得金額が 58万円超 123万円以下の子等、以下「対象の子」とする)の親等が、対象の子の合計所得金額に応じた額の控除を受けることができる制度です。

控除額は、対象の子の合計所得金額が 58万円超 85万円以下の場合は 63万円(特定扶養控除と同額)、85万円超 123万円以下の場合は 61万円から3万円まで合計所得金額に応じて段階的に遞減します。【参考1】

令和7年分の所得税から適用することができ、令和7年12月1日以後の年末調整から反映されます。



### 【参考1】特定親族特別控除の概要

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

親等が給与所得者の場合において、令和8年分以後は、対象の子が「源泉控除対象親族」<sup>(※注1)</sup>に該当すれば、毎月の給与等の源泉徴収又は年末調整のどちらかを適用することができます。

<sup>(※注1)</sup>「源泉控除対象親族」とは、控除対象扶養親族(扶養控除の対象となる親族)、及び、19歳以上 23歳未満の者で合計所得金額が 100万円以下の親族をまとめた総称のこと、令和7年度改正に伴い新設された用語です。

特定親族特別控除の適用が認められる対象の子のうち、合計所得金額が 58万円超 100万円以下の子等が「源泉控除対象親族」【参考1】の太枠内に該当します。

「源泉控除対象親族」に該当すれば、控除対象扶養親族と同様に、給与所得の源泉徴収税額表(月額表等)の甲欄における扶養親族等の数を1人としてカウントし、源泉徴収で特定親族特別控除を適用することができます。

しかし、対象の子の合計所得金額が 100万円超 123万円以下の場合、「源泉控除対象親族」に該当しないため、給与等の源泉徴収で適用することができず、年末調整で適用を受けることになります。

### 6月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
6 ・ 7 月	①	2	3	4	5	6	⑦
	⑧	9	10	11	12	13	⑯
	⑯	16	17	18	19	20	㉑
	㉒	23	24	25	26	27	㉓
	㉔	30	1	2	3	4	⑤
	⑥	7	8	9	10	11	⑫
	⑬	14	15	16	17	18	⑯

### 6月の主な税務

- 6/10(火) ・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 6/30(月) ・4月決算法人の確定申告と納税  
・10月決算法人の中間申告と納税  
・消費税の年税額が400万円超の7月  
10月、1月決算法人の3月ごとの中間申告と納税

